

国立大学法人奈良教育大学公正入札調査委員会規則

平成18年6月21日
制 定

改正 平成19年 5月18日規則第47号

改正 平成19年10月10日規則第62号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

(趣旨)

第1条 建設工事並びに物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品調達等契約」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則（平成16年奈良教育大学規則第95号）第19条の規定により、工事及び物品調達等契約について入札談合に関する情報があった場合、又は本学職員が談合ありと疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

一 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の対応。

二 その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応。

2 入札談合に関する情報への対応等について、工事に係る審査事項の場合には公正入札調査委員会の設置等について（平成15年3月19日付14文科施第426号 文教施設部長通知）の規定を準用し、物品調達等契約に係る審査事項の場合には物品購入等契約に係る公正入札調査委員会の設置等について（平成19年3月9日付18文科会第736号 会計課長通知）の規定を準用するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の構成は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

一 施設課長

二 財務課長

三 財務課副課長

四 施設課副課長

2 委員長は、建設工事の場合は施設課長とし、物品調達等契約の場合は財務課長とする。

(委員会以外の者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(学長への報告)

第6条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、施設課または財務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 公正入札調査委員会の設置について（平成15年4月1日 事務局長決裁）は廃止する。

附 則（平成19年規則第47号）

この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第62号）

この規則は、平成19年10月10日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。